

生駒市における市民自治協議会の設立に向けて

生駒市市民活動推進課

I 市民自治協議会とはどのようなもの？

市民自治協議会は、一定のまとまりのある地域（地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の地域）で、地域のいろいろな課題の解決や住みよいまちづくりに向けて、地域のことは地域で考え、市民自らが行動していく組織であると考えています。

II 市民自治協議会はなぜ必要なのか？

時代の要請、地方分権社会に対応

①地方分権の進展により、市民の皆さんに最も身近な市町村の役割が増大しており、厳しい財政状況の中では大きな変革が必要であり、市町村が自らの責任において、自らの意思で行政を運営することが重要となっています。

地域の多様なニーズに的確に対応

②今までは、行政の役割として、市民の皆さんが生活する上で必要な行政サービスを画一的に行ってききましたが、市民ニーズや価値観の多様化により、いろいろな地域の課題が発生してきており、今までのように「あれも、これも」はできず、「あれか、これか」を選択することが必要となっています。そのため、地域のニーズに的確に対応し、満足した選択を展開していく必要があると考えています。

地域の課題等を自ら解決できる地域の力を高める

③その地域に適したサービスは、地域のことを一番よく知っている地域の皆さんです。

自分でできることは自分で、自分だけでできないことは地域が補い、それでもできないことは行政が行っていくといった役割分担により地域の課題等を地域全体で考え、解決していく力こそ、地域の個性に根ざした真の豊かさを実現し、すばらしい郷土を次世代に引き継いでいけると考えています。

生駒市自治基本条例第43条第1項 抜粋

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

【解説】

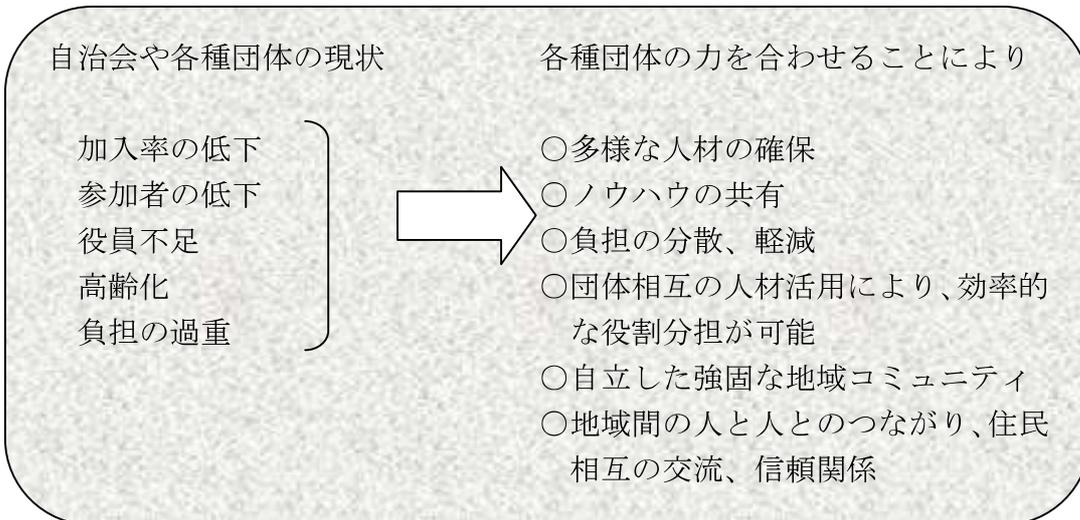
地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

Ⅲ 市民自治協議会の組織や活動内容は？

市民自治協議会の組織は、自治会、PTA、老人クラブなど地域に根ざした活動をされている団体と、目的別に主体的に取り組まれているボランティア団体やNPOなどから構成され、それぞれの特性を活かして協調、補完、連携されていく組織と考えています。

活動内容は、例えば「安心・安全」「環境・美化」「健康・福祉」など、それぞれの地域の課題に応じて、できるところから取り組んでいただくことになります。組織の名称や構成員及び活動内容は、地域の実情にあわせて地域で決めていただきたいと思います。

IV 市民自治協議会ができれば既設の団体はどう変わるのか？



V 市と市民自治協議会の役割分担はどうなりますか？

市民自治協議会では、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って、地域課題の解決に向けて取り組んでいただきます。
市は、市民の皆さんだけでは解決できないことについて、市と協働して解決していくための支援などを行います。
なお、道路や河川の整備などの公共的事業などは従来どおり市が行います。

VI 市民自治協議会では、地域の課題をどのように解決するのか？

地域の課題を「市民の皆さんで解決できるもの」、「市民の皆さんと市が協働で解決するもの」、「市が解決するもの」に分類し、市民の皆さんと市が適切に役割分担をしながら解決していくようになります。解決策も画一的なものではなく、地域の実情にあったものとなります。

VII 市民自治協議会による新しいまちづくりの目的

○市民の皆様、身近なところからまちづくりに主体的に関わっていただくためのきっかけづくりをしていただければと願っています。

(市民自治の推進)

○地域の共通の課題である「まちづくり」をテーマに話し合っていたくことで、異なった活動をしていただいている市民団体間の交流を深め、相互理解を促進していただき、コラボレーションなどによる新たな取り組みの誕生などを期待しています。

○市民間の交流促進など、地域内コミュニティをより強固なものにしていただくきっかけにしていただければと願っています。

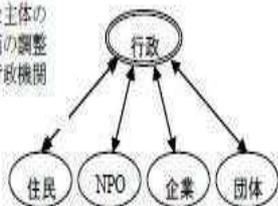
○限られた財源を有効に活用するため、より地域のニーズに合った事業を実施したいと考えています。

●いままでは・・・

行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的には行政機関が実行する。「官(行政)」と「民(各種団体等)」が個別で向き合う仕組み

「あれも、これも」から

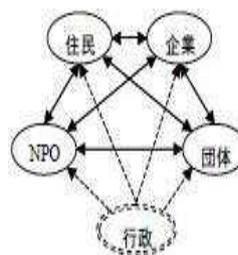
行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的に行政機関が実行する。



●これからは・・・

多様な主体がそれぞれの意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく「新たな公共」の担い手になる。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、必要に応じて個々の主体を支援する。

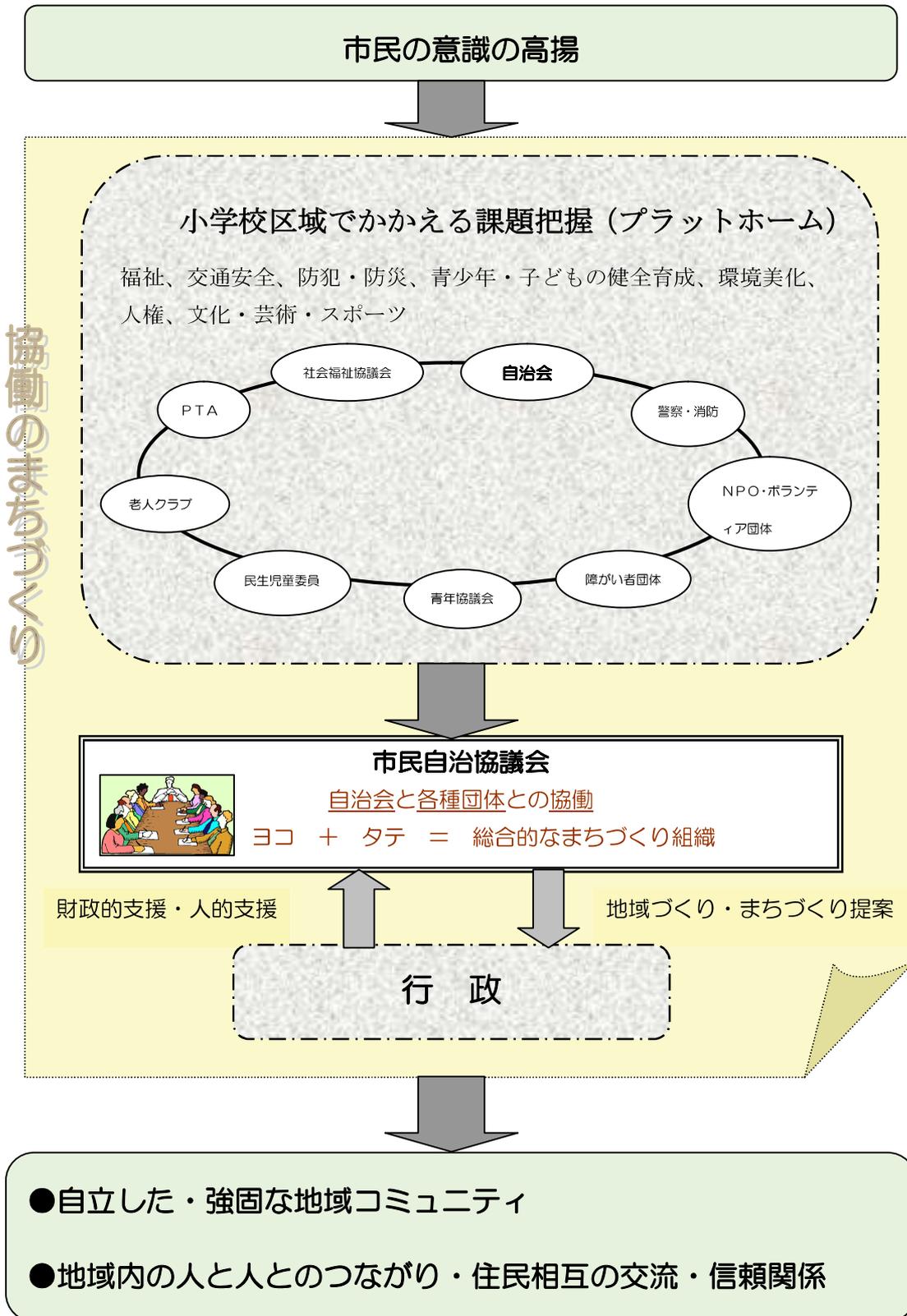
「あれか、これか」へ



多様な主体がそれぞれ意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、また、競わせながら、必要に応じて個々の主体を支援する。

出展：「地域からの日本再生シナリオ（試論）」国土交通省

【小学校区市民自治協議会イメージ図】



【小学校区市民自治協議会設立フロー図】

市民自治協議会設立に向けた取組方法

☆ステップ1（平成23年度の取組）

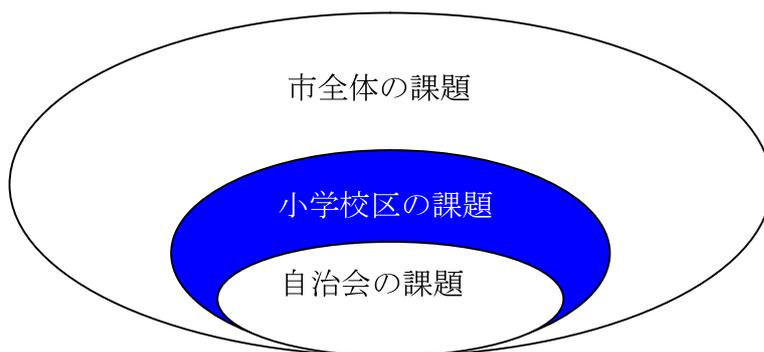
小学校区を単位として、地域内の自治会やボランティア、NPOなどの各種市民活動団体、事業所などが一堂に会して地域のまちづくりについて、議論する場（プラットフォーム）を設けていただきます。

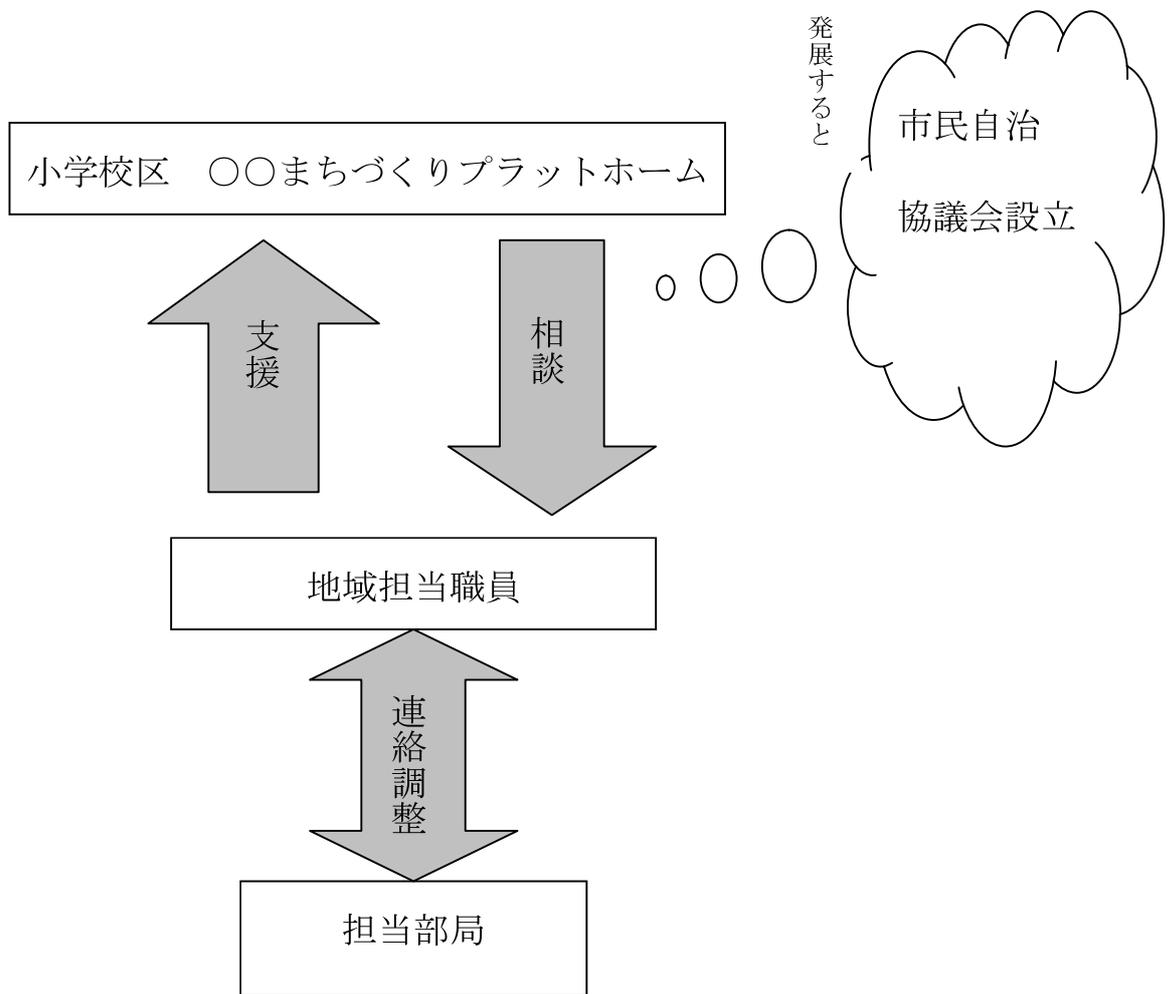
《なぜ小学校区を単位とするの？》

- 防犯や防災などの取り組みは広範囲であることが有効とされています。
（情報の共有や活動の連携が重要となります）
- 地域のまちづくりのアイデアや人材を集めるスケールメリットがあります。
（得意分野でまちづくりに参加する機会が増えます）

☆ステップ2

設置されたプラットフォームにおいて、地域のまちづくりの共通課題を抽出し、その課題を解決する方策を事業としてまとめていただきます。





☆ステップ3（協議会設立後）

まとめていただいた事業について、市が示す予算額の範囲内で優先順位を付けていただいたうえで、地域の総意として市に予算措置することを提案していただきます。

提案を受けた市では、その内容を尊重して、法令等にふれないかなど最低限の確認をしたうえで、事業所管部署から予算要求します。

●プラットフォームの設置

- プラットフォームは各小学校区に1つだけの設置となります。
- プラットフォームの設置については、自治会の皆さんが中心となり地域の皆様に呼びかけていただき、自主的に立ち上げていただきます。

●プラットフォーム設立に向けての支援

- アドバイザーとして、地域担当職員が会議に出席します。
- 立ち上げに必要な費用については、予算の範囲内で支援します。
- プラットフォームの拠点場所については、公共施設の提供などについて配慮します。

●提案事業（例）

地域の特性や資産を活かして、個々の団体で実施してきたものを地域全体として取り組むことや、個々の団体だけでは取り組めないものを地域全体として取り組むことなどが考えられます。

- 防犯、防災等に関する事業（子ども見守り活動、地域の安全パトロール等・・・）
- 地域コミュニティの育成に関する事業（地域のまつり等・・・）
- 地域福祉の増進に関する事業（加齢の開催等・・・）
- 環境に関する事業（クリーンキャンペーン、花いっぱい運動等・・・）

●その他

- この制度は、モデル試行で実施するはじめての取り組みになりますので、問題点があれば試行していく中で改善していきます。

市民自治協議会とは何をするのか？

市民自治協議会は、まずは各種団体のネットワーク化を図り、各種団体が連携・協力し、地域のいろいろな課題や住みよいまちづくりに向けて、市民自らが行動していく組織です。

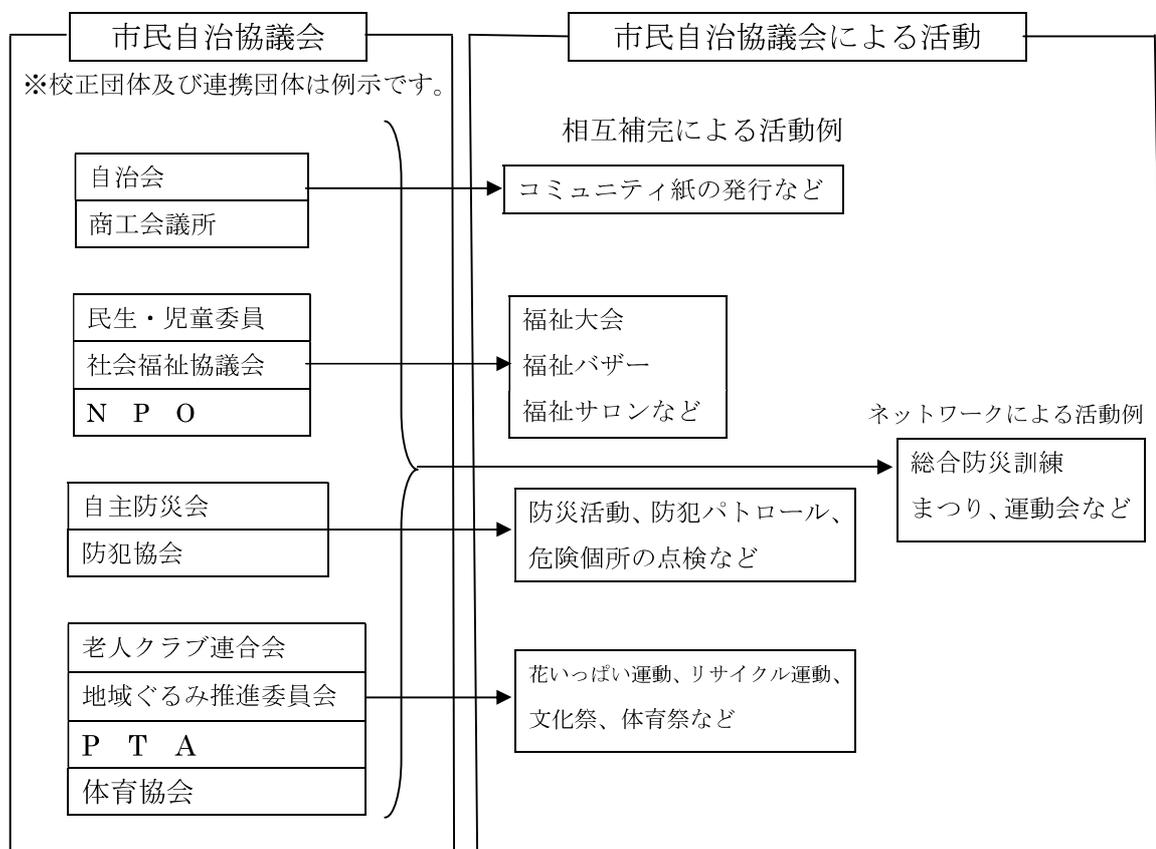
(1) 団体のネットワーク化

地域住民の親睦や環境美化などのイベントの開催など地域全体で実施する事業は、より多くの市民の皆さんが参画することが必要です。そのため、地域内で活動する各種団体をネットワーク化し、多様な人材を確保することが必要です。

(2) 団体の相互補完

各種団体においても、加入率の低下や役員の高齢化等により各種団体1団体では担えきれなくなってきた事業もあると思います。それらの事業を市民自治協議会の事業として、各種団体が相互補完し事業を継続することも考えられます。

各種団体とのネットワーク化・相互補完による具体的な活動例



(3) 地域課題解決のための事業実施

地域内のいろいろな課題に対して解決策を検討し、各種団体の連携・協力のもとで事業を実施します。

(4) 事業協定や指定管理者制度による事業実施

現在、市が行っている事業のうちで、市民自治協議会で実施した方がより市民サービスの向上ができると考えられる事業については、市と事業協定などを締結し市民自治協議会が実施します。

また、市民自治協議会が指定管理者となって、市の管理施設の管理・運営を行うことも考えられます。

(5) 行政への提案

市民自治協議会は、地域を代表する組織として、地域市民の皆さんの意見を集約し、行政がやるべき事業について行政に提案します。

自治連合会などの各種団体は何をするのか？

(1) 自治連合会の役割

自治連合会は、市民自治協議会の設立に当たっては中心をなす団体として位置付けられると考えています。

(2) 自治会の役割

各自治会は、それぞれの地域ごとに決められたルールに沿った地縁組織であり、市民自治協議会の設立後においては、各地域の市民自治協議会の中心的な役割を果たしていただく必要があると考えています。

また、個別の自治会活動は、市民に一番身近な組織として自治活動は継続していただきます。

(3) 各種団体の役割

既存の各種団体は、市民自治協議会の構成団体として連携して事業を実施していただきます。

将来的には、各種団体が担っている事業についても、より発展的に事業展開できるものについては、市民自治協議会が担うことが望ましいと考えています。

自治会と市民自治協議会との連携は？

- (1) 自治会と市民自治協議会との大きな違いは、活動範囲の違いです。活動範囲が広がることにより、互いの活発な活動や、連携した活動によって相乗効果が生まれ、より住みやすい地域になることが期待されます。
- (2) 各自治会が活動を行う中で、単一の自治会では解決しきれない課題については、市民自治協議会へ報告して地域全体で解決策について検討することも考えられます。
- (3) 各種団体は、担い手不足等により個々の団体では担えきれなくなった事業については、市民自治協議会の事業として、課題別の部会などにおいて各種団体の連携のもとに継続実施することが考えられます。

地域の市民は何をするのか？

- (1) 地域の市民の皆さんは、地域の一員としてできる範囲で市民自治協議会の活動へ参加していただくことが必要です。
自分の得意な分野を地域のために活かすとともに、地域市民同士がお互いを尊重し、相互に協力し合うことが、活発で円滑な活動につながります。
- (2) 一人ひとりが自分の住む地域の将来像を考えたり、日常生活の中で地域の課題だと感じていることを、その地域の市民同士で話し合ったりすることが、住みよいまちづくりの第一歩となります。
そのためにも、市民自治協議会が取り組むまちづくり活動や情報に日頃から関心を持ってもらうことが大切です。